

議案第9号

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年11月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

一般職の職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の225」を「100分の235」に改める。

第2条 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。